

2025年度 授業シラバスの詳細内容

○基本情報			
科目名	建築法規1（Building Laws and Regulations1）		
ナンバリングコード	L31001	大分類 / 難易度 科目分野	建築学科 専門科目 / 応用レベル 建築法規
単位数	2	配当学年 / 開講期	3 年 / 前期
必修・選択区分	必修 ※入学年度及び所属学科コースで異なる場合がありますので、学生便覧で必ず確認してください。		
授業コード	L100101	クラス名	-
担当教員名	近藤 正一、野下 裕幸		
履修上の注意、履修条件	講義毎に実習形式で知識の定着と習熟度の確認を行います。（グループ形式） 期末試験を行います。講義は法令集の解説を主として進行します。用語や法文を簡潔に要約し図解等で解説を行うので法令集は必須です。また毎回、確認テストの実施又は実習を行い、授業への参加度を把握します。各自の授業への取り組みが客観的に分析できるようにしています。受講時には法令集とノートは必ず持参してください。		
教科書	建築関係法令集（総合資格）		
参考文献及び指定図書	適宜、参考図書を紹介します。		
関連科目	建築法規2		

○基本情報		
授業の目的	建築基準法は、建築物一般の敷地、構造、設備および用途に関して、安全上、防災上、衛生上の最低限度必要な技術基準を定めた基準です。この講義では、集団規定について解説を行い、基準法の用語解説を図解を交えながらわかりやすく説明します。	
授業の概要	都市を形成する建築物の安全性はどうあるべきか、ここでは都市計画区域内における建築物の道路との関係、用途、形態、密度等建築物の集団的な規則について解説します。また、同法以外の建築関係法規のうち重要なものについてその概要を解説します。	
授業の運営方法	(1) 授業の形式	「講義形式」
	(2) 複数担当の場合の方式	「共同担当方式」
	(3) アクティブ・ラーニング	「グループワーク」
地域志向科目	カテゴリー Ⅲ：地域における課題解決に必要な知識を修得する科目	
実務経験のある教員による授業科目	菅雅幸：本授業の建築法規に関する実務経験として設計事務所にて設計業務に従事。実務経験を活かした建築法規指導を行う。／野下裕幸：建築家として設計事務所を主宰。実務を踏まえた建築法規指導を行う。	

○成績評価の指標		○成績評価基準（合計100点）		
到達目標の観点	到達目標	テスト （期末試験・中間確	提出物 （レポート・作品等）	無形成果 （発表・その他）
【関心・意欲・態度】	授業に欠席したり、遅刻・早退せずに、意欲的に取り組んだ場合、評価の対象とします。			15点
【知識・理解】	毎回の実習課題への取り組みや期末試験にて、講義の内容を理解できてるかの判断をします。	25点		
【技能・表現・コミュニケーション】	講義において、グループによる課題の検討（実習）に取り組んでもらいます。 積極的にメンバー間で問題可決への取り組みを期待します。		25点	10点
【思考・判断・創造】	正しく法令集から関連する法規を見つけ、法に則した住宅設計に関し反映できるかの評価を行います。	25点		

○成績評価の補足（具体的な評価方法および期末試験・レポート等の学習成果・課題のフィードバック方法）
理解度を高める目的で、実習をグループ形式で行います。 積極的に意見の交換を行っていただき、成果を提出します 日々の集中力、取り組みの姿勢を評価します。 授業に欠席したり、遅刻・早退せずに、意欲的に取り組んだ場合、評価の対象とします。 課題により、グループでの発表を予定しています。結果だけではなく、考察成果、プレゼン力も評価に加算します。 課題のフィードバック方法については、次回以降の授業中に講評・解説を行います。

○その他

2025年度 授業シラバスの詳細内容

○授業計画	科目名 担当教員	建築法規1（Building Laws and Regulations1） 近藤 正一、野下 裕幸	授業コード	L100101
学修内容				
1. 建築基準法について、法令集の読み方 建築基準法の体系について解説します。法令集の読み方の解説を行います。 法令集の読み方として、構成(本文、ただし書き)条・項・号の読みを説明します。また法令用語について解説します。				
予習	学修予定内容に対しアクティブラーニングする。			(約2.0h)
復習	不十分な部分を復習しマスターしておく。			(約2.0h)
2. 建築物と建築基準法の関係(用語の定義) 法令集にインデックスを貼り、重要部分にアンダーラインを引いてます。 実際の設計図を基に、法規制がどのように表現されているかを説明します。 また、建築物のライフサイクルに関し、都市計画法等から建物除却までのフローについて説明します。 今回の講義を通じて、最終課題(期末試験)の目標設定を行います。 小テスト等への取り組みとして、グループ編成を行います。				
予習	学修予定内容に対しアクティブラーニングする。			(約2.0h)
復習	不十分な部分を復習しマスターしておく。			(約2.0h)
3. 道路と敷地 建築物を建築する場合、敷地は必ず道路に接していなければなりません。ここでは幅員4メートル以上の道路と4メートル未満の道路について解説します。幅員の測り方、法令上の道路の定義と道路幅員、接道義務、みなし道路、道路内の建築制限、壁面線の指定と建築制限について解説します。さらに本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。				
予習	建築基準法第41条の2から第47条(p46～p49)を予習および線引きを行う			(約2.0h)
復習	配付資料、または課題を配布し、用途地域の復習を行う。			(約2.0h)
4. 用途地域 都市計画区域の区分(市街化区域と市街化調整区域)についての説明を行います。市街化区域内に定められる各用途地域の性格について住居系、商業系、工業系にわけて解説します。その他良好な市街地環境をつくるための地域や地区についてその意義と性格について解説します。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。				
予習	建築基準法第48条から第51条(p49～p52)を予習および線引きを行う			(約2.0h)
復習	配付資料、または課題を配布し、用途地域の復習を行う。			(約2.0h)
5. 防火・準防火区域 防火地域・準防火地域は市街地における火災の拡大を防ぐために、都市計画で定められています。地域内の建築物は規模等によって一定の防火性能を有する建築物とするよう定められています。防火地域内の建築制限および準防火地域内の建築制限について解説します。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。				
予習	建築基準法第61条から第62条(p63)を予習および線引きを行う			(約2.0h)
復習	配付資料、または課題を配布し、防火区域の復習を行う。			(約2.0h)
6. 建ぺい率 建築面積の敷地面積に対する割合について用途地域ごとにその違いを解説します。建ぺい率の緩和措置、適用除外等について解説します。敷地が建ぺい率の異なる地域・地区にわたる場合を例題に用いてその敷地に建築できる建築面積の最大限度を算出し解説します。第1回～第6回の授業内容について課題を出します。またそのテストの模範解答を行い、解説します。				
予習	建築基準法第53条(p54～p55)を予習および線引きを行う			(約2.0h)
復習	配付資料、または課題を配布し、建ぺい率の復習を行う。			(約2.0h)
7. 容積率 容積率は土地の有効かつ高度な利用、市街地の良好な環境保全のための規制です。建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいいます。容積率の限度は指定容積率と前面道路幅員による容積率のうちいずれか厳しい値を容積率の限度とします。その基本的な算定基準について解説し演習を行います。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。				
予習	建築基準法第52条(p51～p54)を予習および線引きを行う			(約2.0h)
復習	配付資料、または課題を配布し、容積率の復習を行う。			(約2.0h)
8. 中間試験 これまでの範囲の中間試験を行います。 試験時間は60分。 法令集・実習課題の持込可能です。				
予習	試験予定内容に対しアクティブラーニングする。			(約2.0h)
復習	不十分な部分を復習しマスターしておく。			(約2.0h)

○授業計画	科目名	建築法規1 (Building Laws and Regulations1)	授業コード	L100101
	担当教員	近藤 正一、野下 裕幸		
学修内容				
9. 高さ、階数、北側斜線制限				
建築物の高さには、最高の高さと軒の高さがあります。この定義の解説を行います。 地盤が平坦でない場合の求め方の実習を行います。 階数の定義の解説を行います。階に入らない場合の条件を学習します。北側斜線制限の原則および制限の緩和について解説します。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。				
予習	建築基準法第56条第2項～第56条第6項(p57～p58)を予習および線引きを行う			(約2.0h)
復習	配付資料、または課題を配布し、隣地斜線制限、北側斜線制限の復習を行う。			(約2.0h)
10. 隣地斜線制限、道路斜線制限				
隣地境界線から建物の部分までの距離によって建物の高さが制限されることを理解します。住居系と商・工業系の違いについて解説します。また道路斜線制限の原則として別表第三のよみ方を説明します。また制限の緩和についても説明します。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。				
予習	建築基準法第56条の2(p58～p59)を予習および線引きを行う			(約2.0h)
復習	配付資料、または課題を配布し、日影規制高さ制限の復習を行う。			(約2.0h)
11. 高さ制限まとめ、日影規制高さ制限他				
高さ制限(道路斜線、隣地斜線、北側斜線)のまとめと、日影規制の適用について別表第四のよみ方を説明しながら解説を行います。対象区域、対象建築物、日影の測定時間、測定面、測定範囲等について解説を行います。また制限の緩和について解説を行います。				
予習	建築基準法第56条の2(p58～p59)を予習および線引きを行う			(約2.0h)
復習	配付資料、または課題を配布し、日影規制高さ制限の復習を行う。			(約2.0h)
12. 建築基準法関連法規				
建築基準法に関連する各種法令の概要を解説します。消防法、ハートビル法、住宅品質確保法、耐震改修促進法、建設業法その他の法規等についてその概要を説明します。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。				
予習	消防法(p777～p827)、ハートビル法(p423～p443)、耐震改修法(p457～p486)等を予習および線引きを行う			(約2.0h)
復習	配付資料、または課題を配布し、消防法、ハートビル法、耐震改修促進法の復習を行う。			(約2.0h)
13. 関連法令(1)				
以下、宅建に関する法令上の制限の中から必要な法令について解説を行います。都市計画法の中から都市計画区域の指定、都市計画の内容、都市計画の決定について解説します。また開発行為等の規制、都市計画制限・都市計画事業について解説します。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。				
予習	都市計画法(p687～p763)等を予習および線引きを行う			(約2.0h)
復習	配付資料、または課題を配布し、復習を行う。			(約2.0h)
14. 関連法令(2)				
宅地造成等規制法の中から用語の定義(宅地、宅地造成)、宅地造成工事規制区域の指定、工事の許可、工事等の届出について解説します。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。				
予習	宅地造成工事規制区域の指定(p985～p990)、土地区画整理法(p941～p942)等を予習および線引きを行う			(約2.0h)
復習	配付資料、または課題を配布し、宅地造成工事規制区域の指定、土地区画整理法の復習を行う。			(約2.0h)
15. 関連法令(3)				
国土利用計画法の中から土地に関する権利の移転等に関する許可制・届出制について解説します。土地区画整理法の中から土地区画整理事業について解説します。農地法の3条、4条、5条等の解説をします。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。				
予習	学修予定内容に対しアクティブラーニングする。			(約2.0h)
復習	不十分な部分を復習しマスターしておく。			(約2.0h)
16. 期末試験				
試験時間は60分。 法令集・実習課題の持込可能です。				
予習	試験予定内容に対しアクティブラーニングする。			(約2.0h)
復習	不十分な部分を復習しマスターしておく。			(約2.0h)